

令和7年度高山市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、高山市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針とする。

※障がい者就労施設等とは障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体をいう。

2. 調達の推進に関する基本的な考え

障がいのある方の雇用・就業は障がい者の自立の促進のため重要である。そのため、障がい者が適切な職業に従事することができるようにするためにも、障がい者の多様な仕事を確保することが必要である。

このような観点から、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達を推進し需要の拡大を図るものとする。

3. 物品等の調達方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等を庁内各部署へ情報提供し、物品等の特性を踏まえつつ、調達の推進に努めるものとする。

なお、優先的に調達する主な物品等については別紙のとおりとする。

調達については、あらかじめ障がい者就労施設等と生産能力に配慮した納期等の設定に努めるものとする。また、単独での障がい者就労施設等で物品等の供給が困難な場合は、高山市共同受注窓口または岐阜県セルフ支援センターを活用するものとする。

4. 調達方針及び調達実績の公表

法第9条の規定に基づき、毎年度物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定を勘案して、調達の推進を図るための方針を公表するものとする。

調達実績は会計年度終了後、遅滞なく実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

5. 令和7年度の調達の目標額

物品 10,550,000円

役務 14,850,000円

6. その他

（1）業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理運営業務含む）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

(2) 随意契約による調達

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約の積極的な活用を図る。また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。

(3) 高山市地域自立支援協議会との連携

調達実績の評価と課題については、高山市地域自立支援協議会において分析等協議を行い、次年度の調達方針に反映していく。また、その協議において障がい者就労施設等への支援策も含め検討を行う。

(4) 障がい者就労施設等による物品等の販売促進会の開催及び商品等のPR、広報等による周知の充実

本市において、障がい者就労施設等による物品等の販売促進会及び広報紙等による情報発信を行うことにより、職員及び市民の障がい者就労施設等での取組みについての理解を深める。

(5) 障がい者就労施設等との意見交換会や物品等の開発に関する研修会の実施

物品等の調達実績を踏まえ、必要に応じて障がい者就労施設等と本市との意見交換会や物品等の開発に関する研修会を実施する。障がい者就労施設等において供給できる物品等や本市において発注できる物品等について、相互の意見交換等を行うことにより発注ニーズの把握や物品等の開発につなげる。

(6) 高山市共同受注窓口、岐阜県セルフ支援センターの活用

障がい者就労施設等が受注できない物品等の発注には、高山市共同受注窓口または岐阜県セルフ支援センターと連携協力を図りながら対応する。

高山市共同受注窓口

ひだ障がい者総合支援センター ぷりずむ

〒506-0025 高山市天満町4丁目64番地8 第一ビル1階

電話 0577-32-6280 FAX0577-32-6281

岐阜県セルフ支援センター

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1

電話 058-273-1111 FAX058-275-4888

※【高山市共同受注窓口・岐阜県セルフ支援センターの役割】

高山市共同受注窓口・岐阜県セルフ支援センターは、障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報収集、受注内容に対応可能な複数の事業者等に斡旋・仲介する業務を行っています。

〔お問い合わせ〕 高山市市役所市民福祉部福祉課

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話 0577-35-3356・FAX 0577-35-3165

Eメール fukushi@city.takayama.lg.jp

別紙

○対象物品・役務

区分	品目等	令和7年度目標	備考
物品	事務用品（クリップ、しおり等）	100,000円	
	生活雑貨品（割箸、石鹸等）	1,050,000円	
	食料品（野菜、しいたけ等）	8,700,000円	
	花き類（花苗等）	300,000円	
	その他物品（ストラップ等）	400,000円	
役務	清掃業務	4,250,000円	
	その他役務	10,600,000円	
合 計		25,400,000円	